

**平成30年度
南魚沼市の「介護保険料」**

【問合せ】介護保険課介護保険係
☎77316675

6月中旬に「介護保険料額決定のお知らせ」を郵送します。年間の保険料額や納め方をご確認ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の保険料は、高齢者人口、介護サービス費用や利用者数の推計により決定します。

市の平成30年度保険料の「基準額」は、年額76,200円です。

保険料は、世帯の市民税課税状況や前年の所得などに応じて11段階に分かれています。世帯全員が市民税非課税の場合や、所得が低い人には負担が重くならないように配慮されています。

平成30年度から

保険料が改定されました

保険料額の改定

高齢化の進展に伴う保険給付費の増などにより、保険料額を増加せざるを得ない状況となりました。
基準額 69,700円↓
76,200円（9・3%増）

譲渡所得額の判定方法の改定

譲渡所得は、平成30年度から特別控除後の額で計算します。

1～5段階の合計所得額の改定

1～5段階のみ「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から年金の収入にかかる雑所得を引いた額で計算します。

保険料の納め方

大きく分けて特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

特別徴収：年金天引きによる納付（全6回）

普通徴収：口座振替か納付書による納付（全10回）

基本的には特別徴収ですが、次のいずれかに該当する人は普通徴収になります。

- ・65歳になってから6～8か月以内の人
- ・南魚沼市に転入してから6～8か月以内の人
- ・年金を担保に融資を受けている人
- ・年金の収入額が年額で18万円未満の人
- ・平成29年度の保険料額が年の途中で大幅に減った人
- ・また、平成30年度の途中で保険料が増額になった人は増額分のみ普通徴収になり、保険料が減額になった人は特別徴収が中止となる場合があります。

口座振替は、手続きをした翌月から振替が開始されます。手続きをした月は、納付書で納めてください。

保険料の減免

「被災した」「著しい収入の減少があった」「債務返済を目的に財産を譲渡した」場合や、保険料が第1段階から第3段階の人で、特に生活に困っている場合は、申請により保険料が減額になることがあります。ご相談ください。

40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

加入の医療保険料（国民健康保険、職場の健康保険など）に介護保険料が含まれています。
64歳の方は、65歳になる前月分までを月割りで納めます。（65歳以上の保険料と重複はありません）

